

## 食料・農業・交流推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「第3次安城市食料・農業・交流基本計画」に定める基本方針を踏まえ、魅力ある地域農業の発展を推進する事業及び農業経営体の強化に寄与する事業を実施する市内の農用地利用改善組合等に対し、予算の範囲内で交付する食料・農業・交流推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業、補助対象者及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる者及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市税の滞納がある者は、補助金の交付の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、国、県等が実施する助成の対象となる事業は、補助金の交付の対象としない。

(交付申請前提出書類)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに食料・農業・交流推進事業実施計画書（様式第1）、交付を受けようとする事業ごとに該当する実施の明細書（市長が別に定めるものをいう。）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(交付申請書兼実績報告書)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の計画書に記載した各補助対象事業が完了する都度、市長が定める期日までに規則第8条第2項の補助金等交付申請書兼実績報告書に、安城市税に関する納付状況資料閲覧同意書（様式第2）又は市税を滞納していないことを証明する書類、食料・農業・交流推進事業実績内容一覧（様式第3）及び食料・農業・交流推進事業補助金調書（様式第4）を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。